

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	45
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	46
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	46
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	46
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	46
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	47
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災課)	47
○建築基準法第二十二條第一項の規定による区域指定の一部改正..... (建築指導課)	47
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(2件)..... (経理課)	48

支庁告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	48
------------------------	----

道教育庁留萌教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	49
------------------------	----

道教育庁網走教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	49
------------------------	----

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	50
---------------------------	----

告 示

北海道告示第807号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

渡島平野土地改良区

就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所

就 任 平成19.12. 8 理 事 河 村 康 英 亀田郡七飯町字中島197番地1

同	同	同	吉田勝幸	北斗市市渡466番地
同	同	同	坂本常光	同 市渡714番地の2
同	同	同	佐々木久雅	同 白川13番地の3
同	同	同	千葉純広	同 本町238番地
同	同	同	加藤雄一	同 南大野205番地の5
同	同	同	伍樓進	同 萩野68番地
同	同	同	田澤信之	同 千代田100番地
同	同	同	丹内榮	同 一本木34番地
同	同	同	齊藤信夫	同 追分89番地
同	同	同	小坂敏美	同 亀田郡七飯町本町2丁目31番2号
同	同	同	柴田正幸	同 大中山5丁目136番地12
同	同	同	加茂悦夫	同 字上藤城235番地4
同	同	同	小澤榮継	同 字峠下329番地の3
同	同	同	土井清美	同 函館市桔梗3丁目36番2号
同	同	監 事	溝井矢一	同 北斗市追分35番地の4
同	同	同	中田優司	同 亀田郡七飯町字鶴野60番地
同	同	同	福田一二三	同 函館市西桔梗町752番地
退 任	同	理 事	和田善次郎	同 北斗市本町879番地
同	同	同	吉田勝幸	同 市渡466番地
同	同	同	坂本常光	同 市渡714番地の2
同	同	同	原田清勝	同 白川115番地の2
同	同	同	新栄和明	同 南大野175番地の1
同	同	同	丹内榮	同 一本木34番地
同	同	同	伍樓進	同 萩野68番地
同	同	同	小坂敏美	同 亀田郡七飯町本町2丁目31番2号
同	同	同	河村康英	同 字中島197番地1
同	同	同	柴田正幸	同 大中山5丁目136番地12
同	同	同	小澤榮継	同 字峠下329番地の3
同	同	同	土井清美	同 函館市桔梗3丁目36番2号
同	同	同	福田勇	同 西桔梗町752番地15
同	同	同	今 柁雄	同 北斗市追分140番地の73
同	同	同	青山忠幸	同 亀田郡七飯町字上藤城25番地
同	同	監 事	溝井矢一	同 北斗市追分35番地の4
同	同	同	田澤信之	同 千代田100番地
同	同	同	工藤泰造	同 亀田郡七飯町字鶴野380番地

伊達土地改良区
 就任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
 平成19.12.11 理事 加藤孝吉 伊達市長和町248番地9

北海道告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年12月18日、富良野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第809号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字士幌西3線211の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第810号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。）
 の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 福島町（次の図に示す部分に限る。）
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 稚内市・礼文郡礼文町（以上1市1町について次の所在場所 図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

礼文町（次の図に示す部分に限る。）、稚内市

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに稚内市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1	道路の種類	道道						
2	路線名	上雨紛台場線						
3	道路の区域							
	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間		
	旭川市神居町共栄876番2地先から		前	9.00mから	577.50m			
	旭川市神居町共栄398番2地先まで			27.00mまで				
			前	21.00mから	569.00m			
				52.00mまで				
			後	9.00mから	577.50m			
				27.00mまで				

後 21.00mから 569.00m
52.00mまで

北海道告示第812号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|----------------|----------------------------------------|
| 1 河川の名 | 二級河川慶能舞川水系慶能舞川 |
| 2 廃川敷地が生じた年月日 | 平成19年12月28日 |
| 3 廃川敷地等の位置 | 沙流郡日高町字清鼻641地先から
沙流郡日高町字清鼻677-1地先まで |
| 4 廃川敷地等の種類及び数量 | 土地 27,616.10㎡ |

北海道告示第813号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成19年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別中の丘町（I-0-447-447）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市芦別中の丘町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別泉（I-0-448-448）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市芦別泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別上芦別町1（I-0-449-449）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市芦別町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
芦別本町1（I-0-451-451）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
芦別市本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道札幌土木現業所及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第814号

昭和48年北海道告示第3541号（建築基準法第22条第1項の規定による区域指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部住宅局建築指導課、北海道石狩支庁及び恵庭市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

恵庭市の項を次のように改める。

恵庭市

- (1) 都市計画法第8条第1項の規定による用途地域のうち、同法第8条第1項第5号の準

防火地域を除く区域

- (2) 道道島松千歳線、恵み野西側境界線、国道36号線、島松大通沿い西側防風保安林、島松寿町南側境界線及び島松東町南東側境界線によって囲まれた区域
- (3) 国道36号線、柏陽町1丁目西側境界線、柏陽町3丁目西側境界線、道道江別恵庭線及び北柏木町1丁目東側境界線によって囲まれた区域

北海道告示第815号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項北檜山町農業協同組合の事項中「瀬棚郡北檜山町」を「久遠郡せたな町」に、今金町農業協同組合の事項中「同 今金町」を「瀬棚郡今金町」に、南幌町農業協同組合の事項中「同 南幌町」を「空知郡南幌町」に、道北なよろ農業協同組合の事項中「同 風連町」を「名寄市」に、歌登農業協同組合の事項中「同 歌登町」を「同 枝幸町」に、北見枝幸農業協同組合の事項中「同 枝幸町」を、「同」に、女満別町農業協同組合の事項中「同 女満別町」を「同 大空町」に、東藻琴村農業協同組合の事項中「同 東藻琴村」を「同」に、常呂町農業協同組合の事項中「常呂郡常呂町」を「北見市」に、佐呂間町農業協同組合の事項中「同 佐呂間町」を「常呂郡佐呂間町」に、とうや湖農業協同組合の事項中「虻田郡虻田町」を「虻田郡洞爺湖町」に、鶴川農業協同組合の事項中「同 鶴川町」を「同 むかわ町」に、富川農業協同組合の事項中「同 門別町」を「同 日高町」に、静内町農業協同組合の事項中「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に、みつし農業協同組合の事項中「三石郡三石町」を「同」に、忠類農業協同組合の事項中「広尾郡忠類村」を「中川郡幕別町」に、大樹町農業協同組合の事項中「同 大樹町」を「広尾郡大樹町」に、阿寒農業協同組合の事項中「阿寒郡阿寒町」を「釧路市」に、釧路丹頂農業協同組合の事項中「同 鶴居村」を「阿寒郡鶴居村」に、石狩湾漁業協同組合の事項中「厚田郡厚田村」を「石狩市」に、戸井漁業協同組合の事項中「亀田郡戸井町」を「函館市」に、えさん漁業協同組合の事項中「同 恵山町」を「同」に、南かやべ漁業協同組合の事項中「茅部郡南茅部町」を「同」に、森漁業協同組合の事項中「同 森町」を「茅部郡森町」に、砂原漁業協同組合の事項中「同 砂原町」を「同 森町」に、八雲町漁業協同組合の事項中「山越郡八雲町」を「二世郡八雲町」に、長万部漁業協同組合の事項中「同 長万部町」を「山越郡長万部町」に、常呂漁業協同組合の事項中「常呂郡常呂町」を「北見市」に、佐呂間漁業協同組合の事項中「同 佐呂間町」を「常呂郡佐呂間町」に、鶴川漁業協同組合の事項中「勇払郡鶴川町」を「勇払郡むかわ町」に、いぶり噴火湾漁業協同組合の事項中「虻田郡虻田町」を「虻田郡洞爺湖町」に、ひ

だか漁業協同組合の事項中「静内郡静内町」を「日高郡新ひだか町」に改める。

北海道告示第816号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から施行する。

平成19年12月28日

北海道知事 高橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項中

「仙 法 志 漁業協同組合	利尻郡利尻町	同	同
沓 形 漁業協同組合	同	同	同
鬼 脇 漁業協同組合	同 利尻富士町	同	同
鷺 泊 漁業協同組合	同	同	同
「利 尻 漁業協同組合	利尻郡利尻富士町	同	同

を
改める。

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第47号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年12月28日

北海道網走支庁長 平塚 努

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック（10t級、6×6、A・G・1W付） 1台
（除雪ドーザ（5t級）1台と交換）
- 2 落札者を決定した日
平成19年12月7日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 三菱ふそうトラック・バス株式会社
(2) 住 所 札幌市白石区中央2条1丁目1番93号
- 4 落札金額
28,722,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年11月13日付け北海道網走支庁告示第41号

<p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 北海道網走土木現業所企画総務部総務課</p> <p>(2) 所在地 網走市北7条西3丁目</p>	<p>平成19年12月28日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁網走教育局長 高 村 満</p>
<p>道教育庁留萌教育局告示</p>	
<p>北海道教育庁留萌教育局告示第16号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成19年12月28日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁留萌教育局長 深 澤 正</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）</p> <p>(1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 59台（職業科高等学校）</p> <p>(2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台（普通科高等学校）</p> <p>2 落札を決定した日</p> <p>平成19年11月30日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1)ア 氏 名 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社 イ 住 所 大阪府大阪市北区中之島3丁目2番18号</p> <p>(2)ア 氏 名 リコーリース株式会社 イ 住 所 東京都中央区銀座7丁目16番3号</p> <p>4 落札金額</p> <p>(1) 392,700円</p> <p>(2) 184,747円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続</p> <p>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告</p> <p>平成19年10月19日付け北海道教育庁留萌教育局告示第11号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課</p> <p>(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地</p>	<p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>(1) デスクトップ型パーソナルコンピュータ及びソフトウェア（67台） 一式</p> <p>(2) サーバー機及びソフトウェア（2台） 一式</p> <p>(3) 収納ラック 1台</p> <p>(4) ノート型パーソナルコンピュータ及びソフトウェア（6台） 一式</p> <p>(5) 中間モニターシステム 20台</p> <p>(6) カラーレーザープリンタ 3台</p> <p>(7) モノクロレーザープリンタ 5台</p> <p>(8) ポスタープリンタ 3台</p> <p>(9) 教材提示用装置 2台</p> <p>(10) カラーイメージスキャナ 2台</p> <p>(11) デジタルビデオカメラ 9台</p> <p>(12) デジタルカメラ 21台</p> <p>(13) 教師用机 2台</p> <p>(14) 生徒用机 20台</p> <p>(15) 書類保管庫 2台</p> <p>(16) レターケース 1台</p> <p>(17) 液晶プロジェクター 4台</p> <p>(18) スクリーン 4台</p> <p>(19) ポータブルワイヤレスアンブ 3台</p> <p>(20) 簿記白板 4台</p> <p>(21) 電話対応研修機器 1台</p> <p>(22) パーテンション 一式</p> <p>(23) 会議用テーブル 60台</p> <p>2 落札を決定した日</p> <p>平成19年12月20日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏 名 小林株式会社</p> <p>(2) 住 所 北見市大通西6丁目</p> <p>4 落札金額</p> <p>32,203,500円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続</p> <p>一般競争入札</p>
<p>道教育庁網走教育局告示</p>	
<p>北海道教育庁網走教育局告示第24号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p>	

- 6 一般競争入札の公告
平成19年11月6日付け北海道教育庁網走教育局告示第19号
- 7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
 - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年12月28日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第23号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（臨時適性検査等の通知）

第23条 運転免許（仮運転免許（第3項及び第30条第1項第2号において「仮免許」という。）を除く。事項において同じ。）試験に合格した者に対して法第102条第3項に規定する臨時適性検査の通知を行うときは、臨時適性検査通知書（別記様式第28号）により行うものとする。

2 運転免許を受けた者に対して法第102条第3項又は法第107条の4第1項に規定する臨時適性検査の通知を行うときは、臨時適性検査通知書（別記様式第28号の2）により行うものとする。

3 仮免許の運転免許試験に合格した者に対して法第102条第3項に規定する臨時適性検査の通知（この項において単に「通知」という。）を行うときは臨時適性検査通知書（仮運転免許）（別記様式第28号の3）により、仮免許を受けた者に対して通知を行うときは臨時適性検査通知書（仮運転免許）（別記様式第28号の4）により、それぞれ行うものとする。

4 法第90条第6項又は法第103条第5項の規定により適性検査の受検を命ずるときは、適性検査受検命令書（別記様式第28号の5）により行うものとする。

5 法第90条第6項又は法第103条第5項の規定により医師の診断書の提出を命ずるときは、診断書提出命令書（別記様式第28号の6）により行うものとする。

別記様式第28号を次のように改める。

別記様式第28号（第23条関係）

第 号
年 月 日

臨時適性検査通知書

住所

殿

公安委員会 印

道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は、

臨時適性検査の通知（運転免許の保留）
運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知（運転免許の保留）を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注1 適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知（運転免許の保留）」については、やむを得ない理由があつて適性検査を受けられなかった場合には「臨時適性検査の通知（運転免許の保留）」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることを意味します。

2 不要な文字は、横線で消すこと。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の次に次の5様式を加える。

別記様式第28号の2（第23条関係）

第 号
年 月 日

臨時適性検査通知書

住所

殿

公安委員会 印

道路交通法第102条第1項第2項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し効力の停止の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 注1 運転免許を受けた方が、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は停止の処分を受けることはありません。
- 2 不要な文字は、横線で消すこと。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の3（第23条関係）

	第 号
	年 月 日
臨時適性検査通知書（仮運転免許）	
住所	
	殿
	公安委員会 印

道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の4（第23条関係）

	第 号
	年 月 日
臨時適性検査通知書（仮運転免許）	
住所	
	殿
	公安委員会 印
<p>道路交通法第102条第1項第2項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。</p>	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	

適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 注1 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。
- 2 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合（道路交通法第103条第1項第2号に該当することとなったと疑う理由があるとして同法第102条第1項に基づいて臨時適性検査を行う場合）のことです。
- 3 不要な文字は、横線で消すこと。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の5（第23条関係）

第 号 年 月 日
適性検査受検命令書
住所 殿
公安委員会 印
<p>道路交通法第90条第6項 第103条第5項の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。</p> <p>なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の拒否又は保留 保留 取消し又は効力停止の処分を受けることとなります。 効力の停止</p>
適性検査を行う理由
適性検査を行う期日

適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 注1 不要な文字は、横線で消すこと。
- 2 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合には、それぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第28号の6（第23条関係）

第 号 年 月 日
診断書提出命令書
住所 殿
公安委員会 印
<p>道路交通法第90条第6項 第103条第5項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則第18条の4第2項 第29条の5第2項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。</p> <p>なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の拒否又は保留 保留 取消し又は効力停止の処分を受けることとなります。 効力の停止</p>
診断書の提出を命ずる理由
診断書の提出期限
その他必要な事項

備	考
---	---

注1 不要な文字は、横線で消すこと。

- 2 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合には、それぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 3 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び同規則第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されていることです。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

